

報 告 事 項

令 和 6 年 11 月 臨 時 会

令和 6 年11月岡崎市議会臨時会報告事項目録

報告番号	件名	ページ
45	和解及び損害賠償の額を定める専決処分について	5
46	和解及び損害賠償の額を定める専決処分について	9

和解及び損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年11月 5 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和6年10月17日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

1 事故の概要

(1) 日時

令和6年7月4日午前9時20分頃

(2) 場所

岡崎市小呂町字下屋下地内

(3) 内容

岡崎市地域福祉センターの指定管理業務におけるデイサービスの送迎車が、利用者を乗せるために相手方敷地へ進入した際、車両右後部が家屋の壁面に接触し、当該壁面が損傷した。

2 損害賠償額

66,000円

3 和解条項

- (1) 岡崎市及び指定管理者と相手方は、本件事故により、相手方に金66,000円の損害が生じたことを相互に確認する。
- (2) 岡崎市及び指定管理者は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償債務として、金66,000円の支払義務があることを認め、これを支払う。
- (3) 岡崎市及び指定管理者と相手方は、本件事故に関し、岡崎市及び指定管理者と相手方の間には、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

和解及び損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年11月 5 日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和6年9月18日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

1 事故の概要

(1) 日時

令和6年2月26日午後2時30分頃

(2) 場所

岡崎市細川町字石田地内

(3) 内容

市道上平石田線を西進中の相手方所有の自動車が、道路上に落下していた岡崎市の管理する看板の屋根に乗り上げた際、当該自動車の左後輪タイヤが損傷した。

2 損害賠償額

9,114円

3 和解条項

- (1) 岡崎市と相手方は、本件事故により、相手方に金45,573円の損害が生じたことを相互に確認する。
- (2) 岡崎市と相手方は、本件事故に関する過失割合が、岡崎市20パーセント、相手方80パーセントであることを相互に確認する。
- (3) 岡崎市は、相手方に対し、本件事故による損害賠償債務として、金9,114円の支払義務があることを認める。
- (4) 岡崎市は、相手方に対し、(3)の金員を、相手方の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は、岡崎市の負担とする。
- (5) 岡崎市と相手方は、本件事故に関し、岡崎市と相手方の間には、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

